



2016年10月6日
シニアカレッジ桑名2016
(桑名市総合福祉会館)

桑名市における成年後見制度の概況



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)
社会福祉士 西村 健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

本日の流れ

1. 成年後見制度利用支援事業について
2. 市長申立ての概況
3. これからの展開



本物力こそ桑名力

自己紹介

- ・銀行員から福祉業界へ、訪問介護員2級から社会福祉士へ、その後、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員を取得
- ・平成24年、ポプラ社『シルバー川柳』(60万部突破)入集
「介護して ふたたび芽生える 夫婦愛」
- ・平成26年、地方自治研究全国集会で地方自治研究賞受賞
- ・平成28年、日総研出版『生活困窮者の支援方法と連携の仕方』発行

- ・趣味は「郷土史研究」
- ・平成25年、郷土史の研究・発信で三重県文化賞受賞(県知事表彰)
- ・平成27年、阿下喜駅に看板設置
「日本最西端のナローゲージ駅」



八甲田山

- ・1902年(明治35年)1月、
青森市の陸軍第8師団歩兵第5連隊210人が
八甲田山の冬季通行訓練を実施
- ・199人が死亡し、近代登山史上最悪の事件となった
- ・平成28年9月、八甲田山雪中行軍遭難資料館訪問
- ・当時の第8師団長は立見尚文中将



← 第八師団長官舎
現スターバックスコーヒー
弘前公園前店
(青森県弘前市)

仮死状態で発見された
後藤房之助伍長の銅像→
(青森県青森市)





シニアカレッジ桑名2016

1. 成年後見制度利用支援事業について



木曾三川と長島輪中

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見制度利用支援事業とは

- ・桑名市成年後見制度利用支援事業実施要綱第1条
(略)成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な者に対し、
その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援することを目的とする。
 - ・障害では**必須事業**
障害者総合支援法による地域生活支援事業
 - ・介護では**任意事業**
介護保険法による地域支援事業 ※桑名市は実施している
- ※ 要綱は桑名市ホームページに掲載



助成内容

- ・①申立費用と②成年後見人等の報酬を助成
- ・①の例
申立時に必要な収入印紙・郵便切手の購入費用、
診断書・鑑定書作成費用の実費
(いずれも上限は設けていない)
- ・ただし、①について、本人及び四親等内の親族に支払
能力がある場合、家庭裁判所に上申の上、**求償**する



報酬助成の対象者

- ・第7条 市長は、次の各号に掲げる者が負担すべき審判請求費用及び成年後見人等の報酬(以下「費用等」という。)を助成することができる。
 - (1) 生活保護受給者
 - (2) 資産及び収入等の状況から前号の者に準ずると認められる者
- ・桑名市成年後見制度利用支援事業実施基準
第2条 要綱第7条第1項第2号に規定する者は次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1)市町村民税**非課税世帯**に属する者
 - (2)世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる資産(居住用不動産及び世帯で**100万円以下**の預貯金等を除く。)を持たない世帯に属する者



報酬助成の金額

- ・第7条第2項 成年後見人等の報酬に対する助成額は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とし、次の金額を限度額とする。
 - (1) 在宅生活者 月額 28,000円
 - (2) 施設等入所者 月額 18,000円



- ・申請者及び振込口座は本人(被後見人等)名義とする
ただし、本人死亡の場合は後見人等名義とする

- ・桑名市成年後見制度利用支援事業実施基準

第3条 要綱第8条の規定において、成年被後見人等が死亡し、死亡時までの成年後見人等の報酬がある場合は、**死亡時の成年後見人等がこれを申請できる。**

2 市長は、前項の申請を受理し、桑名市成年後見制度利用支援事業助成金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知後、死亡時の成年後見人等から報酬助成の請求があった場合は、これを支払うものとする。

成年後見人等の報酬の助成申請の流れ

①市に助成希望の申出



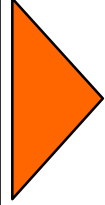
②家裁に報酬付与の申立て



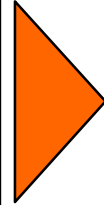
③家裁が報酬付与の審判



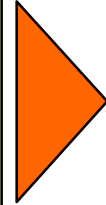
④市に助成申請



⑤市の助成決定通知



⑥市に請求書を提出



⑦市から助成金が口座振込

助成実績

- ・報酬助成の支払実績（高齢者分のみ）

平成25年度 3件 498,000円（うち市長申立2件）

平成26年度 6件 1,277,800円（うち市長申立4件）

平成27年度 6件 999,600円（うち市長申立2件）

平成28年度 6件 793,640円（うち市長申立1件）

※平成28年度は平成28年10月4日現在





シニアカレッジ桑名2016

2. 市長申立ての概況



桑名城蟠龍櫓

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

成年後見市長申立て件数

- ・桑名市では、高齢者・障害者の権利擁護のため、積極的に市長申立てを実施している
- ・桑名市長による申立件数(県内人口比7.78%に比して積極的件数)

年	桑名市長申立件数	県内市町長申立件数	桑名市長の占める割合
平成23年	5 件	48 件	10.4 %
平成24年	5 件	46 件	10.9 %
平成25年	5 件	60 件	5.0 %
平成26年	10 件	60 件	16.7 %
平成27年	9 件	60 件	15.0 %
平成28年	10 件	—	—

※平成28年10月4日現在の件数

市長申立ての受任者

・市長申立て事件の受任者は、以下のいずれかから適任者を選択する

- ①三重弁護士会所属の**弁護士**
- ②成年後見センター・リーガルサポート三重支部所属の**司法書士**
- ③コスモス成年後見サポートセンター三重県支部所属の**行政書士**
- ④三重県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあみえ所属の**社会福祉士**
- ⑤桑名市**社会福祉協議会**

市長申立ての職種別受任件数

- ・平成26年度に桑名市社会福祉協議会、平成27年度にコスモス成年後見サポートセンター三重県支部所属行政書士を追加。
- ・平成29年度に市民後見人誕生を目指し、現在養成講座開催中。

年度	市長申立 件数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉 協議会
平成23年度	5 件	—	3 件	—	2 件	—
平成24年度	7 件	3 件	3 件	—	1 件	—
平成25年度	6 件	1 件	2 件	—	3 件	—
平成26年度	8 件	2 件	1 件	—	3 件	2 件
平成27年度	13 件	4 件	3 件	1 件	2 件	3 件
平成28年度	4 件	1 件	—	1 件	—	2 件

市長申立てについて

- ・桑名市では市長申立てを積極的に実施
- ・三重県内の人口比7.78%を占める桑名市が、市長申立件数は15.0%を占める
- ・高齢者・障害者虐待でも適切に実施
- ・ただし、本人の権利を奪い取る制度でもあることから、本人・親族申立ての支援も積極的に実施している。





シニアカレッジ桑名2016

3. これからの展開



六華苑(旧諸戸精六邸)

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

これからの展開

- ・誰もが住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることのできる体制「**地域包括ケアシステム**」の構築に取り組んでいる
- ・障害があっても認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、成年後見制度の利用は必要不可欠
- ・ただし、①制度の周知不足、②利用方法が煩雑、③受任者不足といった課題がある。
- ・平成28年、成年後見制度利用促進法が成立
- ・市町村の努力義務(第23条)
 - ①利用促進に関する施策についての**基本的な計画**を定める
 - ②成年後見等**実施機関の設立**
 - ③基本的な事項を調査審議する**審議会**の設置
- ・桑名市は②は実施済み(福祉後見サポートセンター)
- ・①③についても来年度以降取り組んでいきたい



成年後見制度に関する相談窓口

＜桑名市＞

- ・中央地域包括支援センター 中央町2丁目37番地 TEL 24-5104
- ・障害福祉課 中央町2丁目37番地 TEL 24-1171

＜桑名市社会福祉協議会＞

- ・福祉後見サポートセンター 常盤町51番地 TEL 22-8218

＜地域包括支援センター＞

- ・東部地域包括支援センター 内堀17番地 TEL 24-8080
- ・西部地域包括支援センター 西金井170番地 TEL 25-8660
- ・南部地域包括支援センター 江場776番地5 TEL 25-1011
- ・北部東地域包括支援センター 長島町松ヶ島66番地 TEL 42-2119
- ・北部西地域包括支援センター 多度町多度1丁目1番地1 TEL 49-2031

＜障害者総合相談支援センター＞

- ・障がい者総合相談支援センターそういん 寿町1丁目11番地 TEL 27-7188
- ・障害者総合相談支援センターくわな 寿町1丁目11番対 TEL 87-7490
- ・桑名市社協障害者総合相談支援センター 長島町松ヶ島53番地2 TEL 41-2015



関係機関・関係団体

<津家庭裁判所四日市支部>

- ・家事受付係 四日市市三栄町1-22 TEL 059-352-7185

<法務局>

- ・東京法務局後見登録課 東京都千代田区九段南1-1-15 TEL 03-5213-1353
- ・津地方法務局 津市丸之内26-8 TEL 059-228-4192

<日本司法支援センター(法テラス)>

- ・三重地方事務所 津市丸之内34-5 TEL 050-3383-5470

<関係団体>

- ・三重弁護士会 津市中央3-23 TEL 059-228-2232
- ・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部
津市丸之内養正町17-17 TEL 059-213-4666
- ・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター三重県支部
津市広明町349-1 TEL 059-226-3137
- ・一般社団法人三重県社会福祉士会 津市桜橋2-131 TEL 059-228-6008

<公証人役場>

- ・四日市公証人合同役場 四日市市鶉の森1-3-15 TEL 059-353-3394



ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

